

# 災害時連携計画及び災害等復旧費用の 相互扶助制度の運用状況について（報告）

2025年12月24日  
電力広域的運営推進機関 事務局

# 1. 災害時連携計画の運用状況

- 2020年6月に成立した改正電気事業法において、一般送配電事業者は共同して、災害時連携計画（以下、「連携計画」という。）を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して、経済産業大臣に届け出ることが盛り込まれた。
- これを踏まえ、一般送配電事業者は、2020年7月に連携計画を共同して作成し、本機関を経由して経産大臣に届出を行った。また、第3回（2021年4月27日）及び第4回（2021年6月2日）運営委員会において、本機関における連携計画の変更内容の確認等（考慮事項の一部見直し、見直し後の考慮事項に照らした変更案の内容確認）に係る議論を行った。
- その後、災害時における運用実績や、平時からの共同訓練等を通じて連携計画の実効性等を確認しつつ、連携計画の見直しを随時図りながら運用している。
- 一送による連携計画の作成から5年が経過したことを踏まえ、運用状況等をご報告させていただく。

# 連携計画の概要及び構成

- 連携計画は、非常災害時の相互応援に関する一送間の連携、非常災害時・平時の一送と関係機関（地方自治体、自衛隊等）との連携及び非常災害時に備えた一送各社共通の取組等を定めている。
- 連携計画は、「本文」及び「別添」で構成され、本文は、基本的な考え方や取組の方向性を規定し、別添は、具体的な運用や手順、各種リスト等を整理している。

## 災害時連携計画（本文）

- (別添1) 応援実施要領
- (別添2) 連絡体制および連絡フロー
- (別添3) 電源車等の資機材保有状況
  - (別紙) 電源車等の資機材保有状況
- (別添4) 燃料調達方針
  - (別紙) 電源車燃料等の平時契約先・被災時協定締結状況
- (別添5) 配電設備復旧相互応援マニュアル
  - (別紙1) 復旧作業迅速化に向けた復旧方法、設備仕様等の統一化への取組み
  - (別紙2) 仮復旧手順
  - (別紙3) 電源車操作マニュアル
- (別添6) 移動用変電設備の融通方法
- (別添7) 関係機関との連携にあたっての留意事項および連携事例集
  - (別紙) 連携事例集
- (別添8) 共同訓練実施要領
- (別添9) 需給状況改善・系統復旧方針

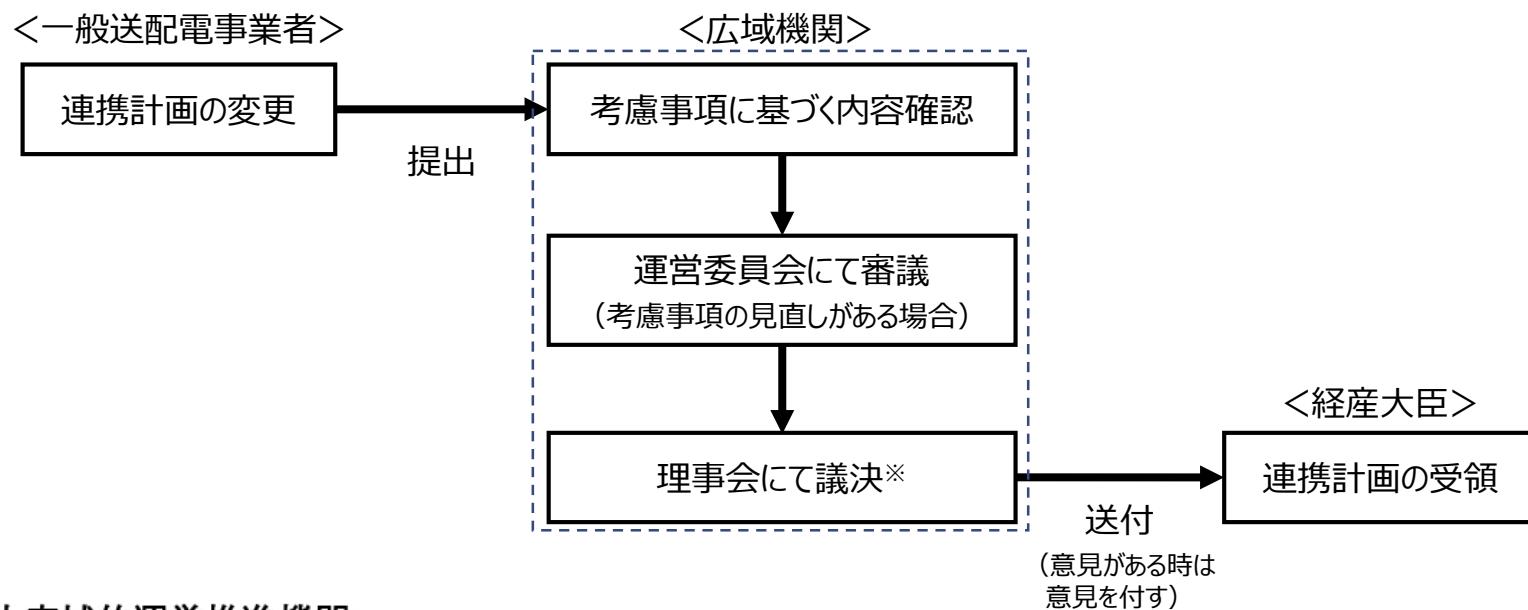
電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of  
Transmission Operators, JAPAN

# 連携計画の変更

- 電気事業法等に基づき、連携計画を変更する場合、一送は変更内容を本機関に提出し、本機関は、一送から受け取った連携計画を検討し、意見がある時は当該意見を付して、経産大臣に送付することとなる。
- 本機関は、一送から受け取った連携計画が、災害発生時の円滑な連携を行うために事前に措置すべきことが十分に網羅されていること、及び実際の災害発生時に実行可能な計画となっていることについて、内容を確認するため、業務規程に基づき、「災害時連携計画の確認における考慮事項」（以下、「考慮事項」という。）を定めている。
- 考慮事項の見直しを伴う連携計画の変更を行う場合、当該考慮事項の見直し内容及び連携計画の変更内容の確認結果について、運営委員会にてご議論いただくこととしている。

## 【連携計画変更の流れ】



- 連携計画に定めるべき事項は、電気事業法及び同省令で定められている。
- 本機関は、連携計画の本文及び別添並びにその他必要に応じて一送に提出を求めるエビデンス資料にて、以下考慮事項に基づき内容を確認する。

考慮事項の項目（連携計画に定めるべき事項）	考慮事項の概要
(0) 全般に係る共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方等の明確化、災害の状況に応じて柔軟な対応が可能な計画</li> <li>・検討に時間を要する内容についての今後の進め方や方向性</li> </ul>
(1) 一般送配電事業者 <u>相互の連絡</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時及び被災が想定される場合における一般送配電事業者間の緊密な連絡体制</li> </ul>
(2) 一般送配電事業者による <u>従業者及び電源車の派遣及び運用</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 要員及び車両の現状把握と共同運用に係る在り方</li> <li>-2 被災時の現場運用管理（電源車の運用・管理方法）</li> <li>-3 現場での情報共有に係る現状把握と在り方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援融通を行うことが可能な電源車等の共同運用状況や在り方</li> <li>・被災時の電源車の把握と指揮を迅速に行うための管理方法</li> <li>・電源車の位置、復旧班の位置等に関する情報共有体制の状況</li> </ul>
(3) 迅速な復旧に資する電気工作物の <u>仕様の共通化</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別仕様等による支障有無や、今後の仕様統一化等の対応見込み</li> </ul>
(4) <u>復旧方法等の共通化</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 (3)を踏まえた各社共通の復旧方法</li> <li>-2 事業者間での情報共有方法</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別仕様等による支障有無や、共通手順書や取扱いマニュアル等の整備状況</li> <li>・被災事業者-応援事業者間の復旧方針や作業進捗状況等に関する情報共有方法</li> </ul>
(5) 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な <u>情報の共有方法</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧見通しを早期・的確に情報発信できる手法や情報プラットフォームの構築状況</li> </ul>
(6) 電源車の <u>燃料の確保</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車の燃料確保の方針</li> </ul>
(7) <u>電気の需給及び電力系統の運用</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需給状況の改善方策、周波数低下対策および広域的な系統復旧方策の確認</li> </ul>
(8) 電気事業者、地方公共団体その他の <u>関係機関との連携</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>-1 関係箇所との連携に関する好事例の水平展開</li> <li>-2 電気事業者及び通信事業者との連携体制</li> <li>-3 要員・資機材輸送等に係る連携体制</li> <li>-4 復旧作業に係る連携体制（倒木処理等）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好事例の横展開体制の整理状況</li> <li>・電気事業者および通信事業者との円滑な復旧・情報連携に関する整理状況</li> <li>・資材等の輸送のための関係箇所との連携体制の整理状況</li> <li>・復旧作業（倒木処理等）に関して関係箇所との連携の整理状況</li> </ul>
(9) <u>共同訓練</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施目的等を明確にした共同訓練の計画</li> </ul>

## 電気事業法

### (災害時連携計画)

**三十三条の二 一般送配電事業者は**、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、**推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。**

2 災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般送配電事業者相互の連絡に関する事項
- 二 一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項
- 三 迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 **推進機関は、第一項の規定により一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取つたときは、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付しなければならない。**

## 電気事業法施行規則

### (災害時連携計画の記載事項)

**第四十七条の三** 法第三十三条の二第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 復旧方法等の共通化に関する事項
- 二 災害時における設備の被害状況その他の復旧に必要な情報の共有方法に関する事項
- 三 電源車の燃料の確保に関する事項
- 四 電気の需給及び電力系統の運用に関する事項
- 五 電気事業者、地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 共同訓練に関する事項

## 業務規程

### 第15章 緊急災害対応及び災害時連携計画の検討等

#### 第2節 災害時連携計画の検討等

##### (災害時連携計画の提出)

**第176条の3** 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受ける。

##### (災害時連携計画の検討等)

**第176条の4** 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項の規定により、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。

2 本機関は、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、理事会において災害時連携計画の確認における考慮事項を定め、その結果を公表する。

##### (災害時連携計画の送付)

**第176条の5** 本機関は、一般送配電事業者たる会員から提出を受けた災害時連携計画に意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。

##### (災害時連携計画の変更)

**第176条の6** 本機関は、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。

2 本機関は、前項の規定により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。

## 送配電等業務指針

### 第15章 緊急時の対応及び災害時連携計画の検討等

#### 第2節 災害時連携計画の検討等

##### (災害時連携計画の提出)

**第267条の2** 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。  
(災害時連携計画の変更)

**第267条の3** 一般送配電事業者は、災害時連携計画を変更したときは、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。

##### (災害時連携計画の策定における留意事項)

**第267条の4** 一般送配電事業者は、本機関が公表する災害時連携計画の確認における考慮事項に留意し、災害時連携計画を策定しなければならない。

# 連携計画の変更履歴

- 連携計画作成以降、一送において、隨時、実災害での対応を踏まえた見直しや、制度変更に伴う見直しを行うとともに、定期的に連携事例集や電源車等の資機材保有状況等の更新を行うなど、内容の充実化・最新化に努めている。
- 本機関としては、引き続き、一送と連携の上、連携計画の検討状況を把握しつつ、一送から受け取った連携計画について、考慮事項に基づき、適正かつ迅速な確認に努める。

変更年月		変更箇所	主な変更内容
2020 年度	2020年7月(制定)	—	—
	2021年1月	別添6(別紙)	・連携事例集の更新
2021 年度	2021年6月	本文、別添1、別添5	・ <u>発災前の応援要請の明確化</u> ※1（本文に、発災前において甚大な被害が想定されかづ復旧要員の不足が見込まれる等の場合、応援を要請することができる旨を明記等）
	2022年1月	別添6(別紙)	・連携事例集の更新
2022 年度	2022年6月	本文、別添6、別添6(別紙)、別添7、別添8	・ <u>配電事業者との連携等の追記</u> （本文に、配電事業者制度の開始に伴う平時・非常災害時における配電事業者との連携の考え方を追記等） ・ <u>広域予備率の運用開始に伴う需給ひつ迫時の需給状況の改善に関する手順の更新</u> （別添8に、広域予備率運用に伴う追加供給力対策発動に関する手順を追記等） ・連携事例集の更新
	2023年1月	別添6(別紙)	・連携事例集の更新
2023 年度	2023年6月	別添3(別紙)、別添4(別紙)、別添6(別紙)	・電源車等の資機材保有状況、電源車燃料等の平時契約先・非常災害時協定締結状況の更新 ・連携事例集の更新
	2024年3月	本文、別添1、別添6※2	・ <u>移動用変電設備の融通等の追記</u> （本文に、一送間で共有する応援融通に資する項目として、新たに別添6「移動用変電設備の融通方法」を追加等）
2024 年度	2024年6月	別添3(別紙)、別添4(別紙)、別添7(別紙)	・電源車等の資機材保有状況、電源車燃料等の平時契約先・非常災害時協定締結状況の更新 ・連携事例集の更新
	2024年7月	別添9	・ <u>2024年度制度変更（容量市場）に伴う需給ひつ迫時の需給状況の改善に関する手順の更新</u> （別添9に、電気の供給指示や発動指令電源の運用開始に伴う追加供給力対策の発動手順の変更を反映）
2025 年度	2025年7月	別添3(別紙)、別添4(別紙)	・電源車等の資機材保有状況、電源車燃料等の平時契約先・非常災害時協定締結状況の更新

※1 第3回(2021年4月27日)・第4回(2021年6月2日)運営委員会において、考慮事項の一部見直し、見直し後の考慮事項に照らした変更案の内容確認結果を議論

※2 別添6の新規追加に伴い、別添6以降の別添番号を繰下げ

- **連携計画の実効性の確認や仮復旧工法等の練度向上**を目的として、一送が**共同で連携訓練**を毎年実施している。

## 【2024年度 共同訓練の概要】

### ● 訓練実施日

情報連絡訓練 : 2024年11月18日 (月)  
受入訓練 : 2024年11月19日 (火)  
復旧訓練 : 2024年11月20日 (水)

### ● 訓練場所

中国電力ネットワーク 南原研修所

### ● 訓練参加及び観察者 (約400名程度)

参加者	<ul style="list-style-type: none"><li>10社一般送配電事業者</li></ul>
観察者	<ul style="list-style-type: none"><li>経済産業省 産業保安グループ 電力安全課</li><li>中国四国産業保安監督部</li><li>中国経済産業局</li><li>電力広域的運営推進機関</li><li>一般送配電事業者</li><li>送配電網協議会 他</li></ul>

### 応援事業者の受入訓練

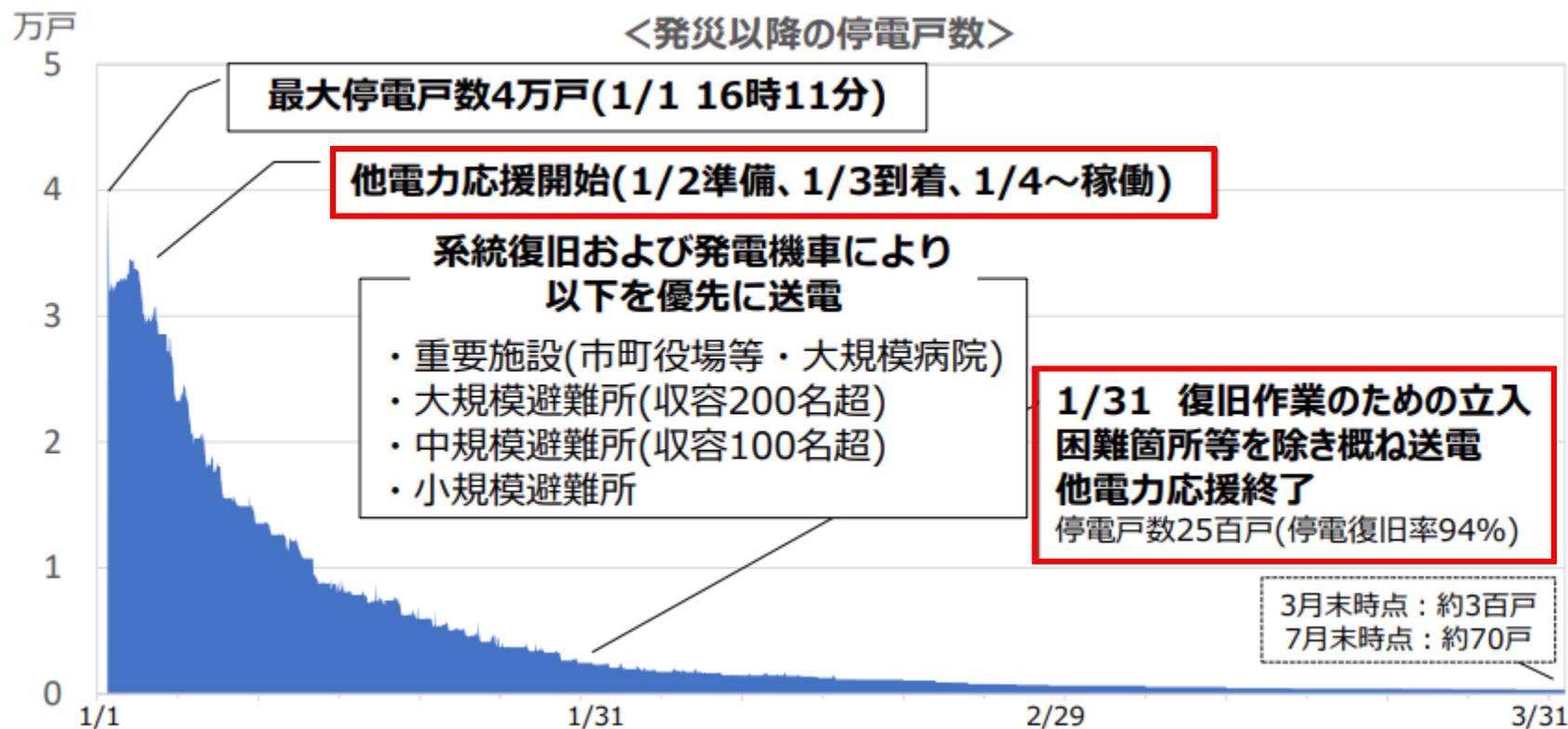


### 発電機車による応急送電訓練



- 連携計画に基づき、北陸電力送配電より発災後速やかに他の一般送配電事業者へ応援を要請。
- 応援事業者は発災直後からプッシュ型で応援準備を始め、1月3日に被災地入り、1月4日から稼働。
- 能登地域を中心に最大約4万戸の停電が発生したが、1月末には立入困難箇所等を除き概ね復旧。

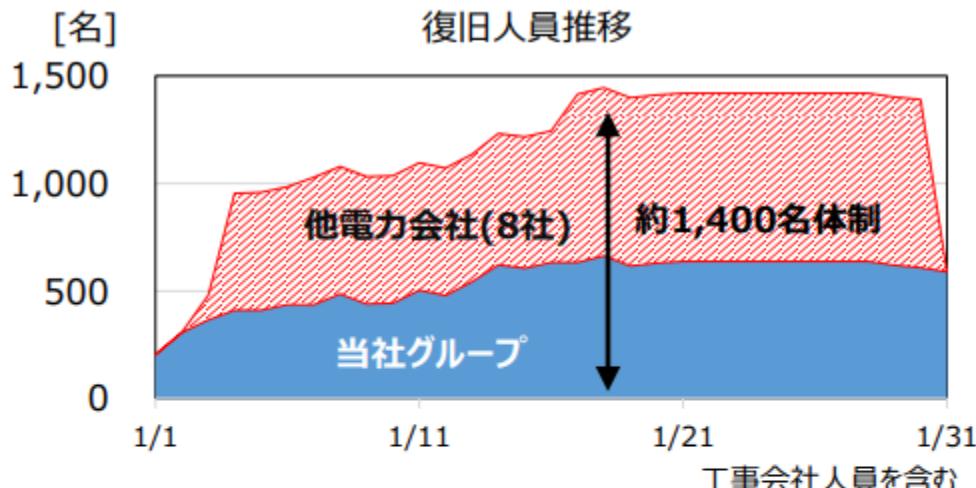
## 【停電復旧状況】



- 連携計画に基づき、北陸電力グループに加え、他の一般送配電事業者の応援により1日あたり最大1,400名規模（北陸電力グループ約650名、他電力約750名）の体制で対応。

## 【配電復旧体制（復旧人員）】

### ＜当社グループ＞

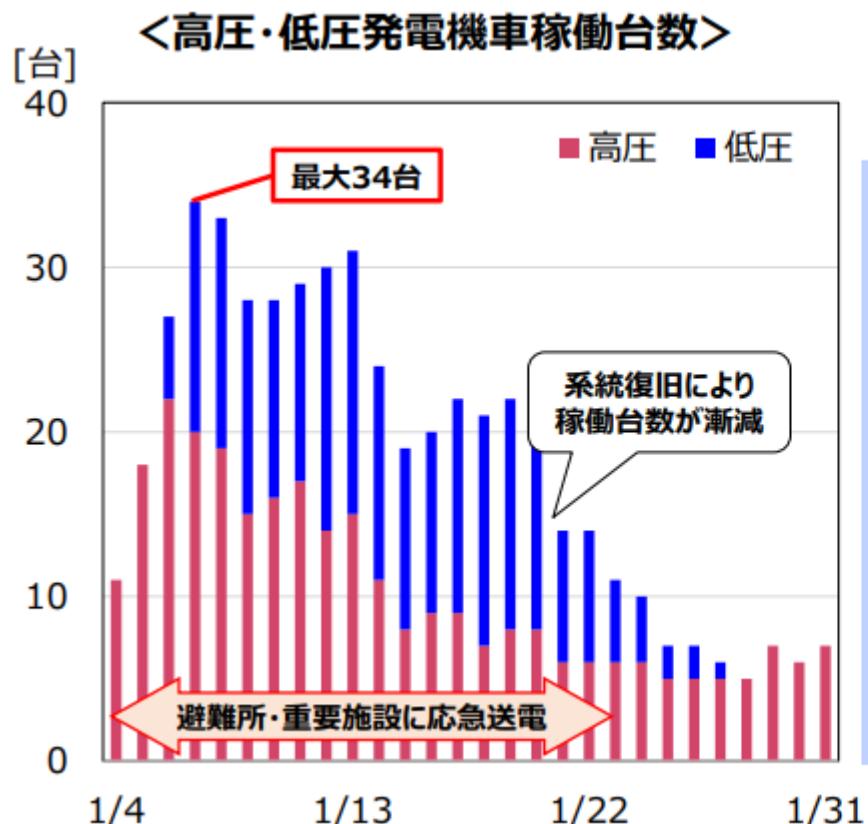


### ＜他電力応援＞



- 系統復旧と併行し、避難所を中心~~に~~に高圧・低圧発電機車により応急送電を実施。
- 連携計画に基づき、他の一般送配電事業者を含め、高圧・低圧発電機車 計95台体制で対応。  
(最大稼動日（1月7日）は、高圧発電機車20台+低圧発電機車14台=計34台が稼動)

## 【配電復旧体制（発電機車）】



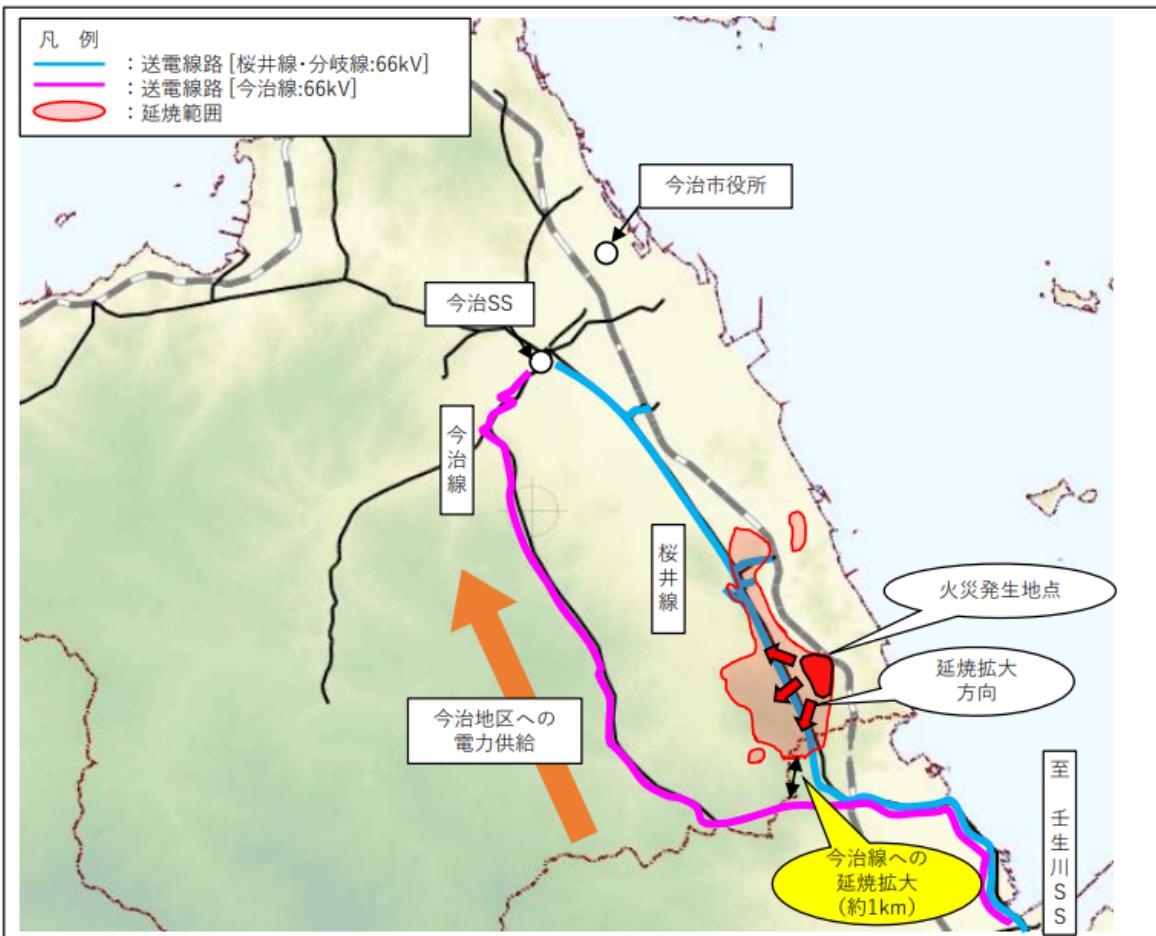
## ＜応急送電箇所（最大稼働日：1/7）＞



- 今治市山林火災の影響により、3月24日に桜井線の一部区間を保安停止し、今治地区への電力供給は今治線単独となった。
  - 25日に火災が拡大し、今治線近傍に延焼したため、今治地区が広範囲で停電する可能性が発生。

## 【今治地区における電力供給の影響】

### 【火災発生個所位置図（広域）】



- 広範囲の停電に備え、高圧発電機車による応急送電のため、連携計画に基づき、四国電力送配電より他の一般送配電事業者へ応援を要請。
- 平時からの共同訓練等の事前準備により、他の一般送配電事業者との応援調整が円滑に進み、翌26日より、順次各社の高圧発電機車が今治地区に到着（他の一般送配電事業者を含め最大110台）。
- 各発電機車の供給先や配置、給油、運転ローテーション等の計画を綿密に策定し、万一の停電への備えを行った。なお、懸命な消火活動の結果、今治線は停止に至ることはなかった（発電機車の稼働なし）。

## 【広範囲の停電に備えた対応】

	要員 ( )は四国本社へのリエゾン再掲	高圧 発電機車	高所作業車	その他車両
北海道	—	—	—	—
東 北	67名( 0名)	8台	5台	16台
東 京	91名( 5名)	10台	5台	5台
中 部	139名( 3名)	15台	15台	19台
北 陸	44名( 0名)	8台	5台	9台
関 西	67名( 0名)	15台	6台	10台
中 国	75名( 2名)	10台	9台	22台
九 州	120名( 1名)	20台	10台	28台
沖 縄	3名( 3名)	0台	0台	0台
四 国	402名	24台	6台	53台
10社計	1,008名(14名)	110台	61台	162台

注1：要員及び各車両数は入替含む延べ数

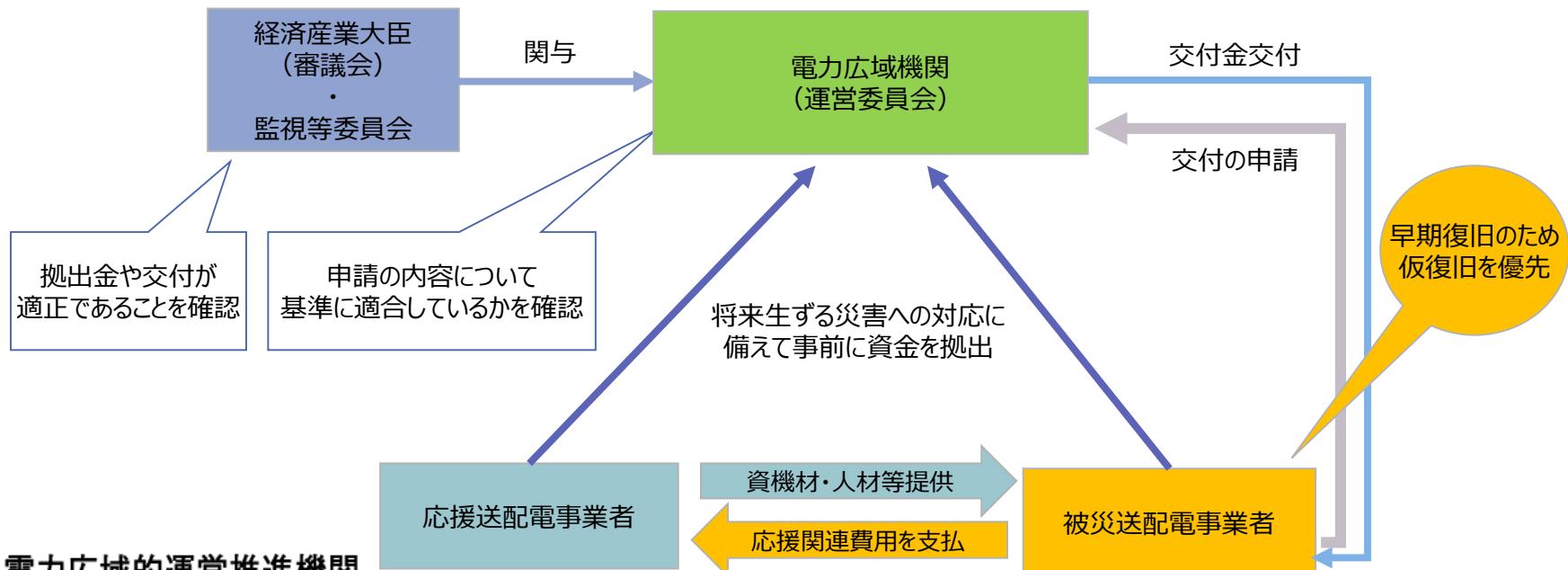
注2：四国は、高圧発電機車対応要員のみの数



## 2. 災害等復旧費用の相互扶助制度の運用状況

- 2020年6月に成立した改正電気事業法において、電力広域的運営推進機関の業務として、災害復旧に係る費用の一部を交付する災害等復旧費用の相互扶助制度（以下、「相互扶助制度」という。）の創設が盛り込まれた。
- その後、運営委員会において、相互扶助制度の運用のほか、災害等扶助拠出金（以下、「拠出金」という。）及び積立基準額に係る議論を行い、これを踏まえた国からの通知を得て、2021年度より相互扶助制度の運用を開始した。
- 運用開始以降、理事会にて計60件を交付決定している（2021年度16件、2022年度12件、2023年度14件、2024年度13件、2025年度5件（2025年11月末現在））。
- 本日は、災害等復旧費用の相互扶助運用要領（以下、「運用要領」という。）3(4)オ、「運営委員会への報告」の規定に基づき、理事会にて決定した交付実績をご報告するとともに、これまで運営委員会においてご審議いただいたものも含め、相互扶助制度の一部運用変更や拠出金の総額及び積立基準額の設定等の相互扶助制度全般の運用状況を改めてご報告させていただく。

- 相互扶助制度は、災害を全国大の課題として捉え、停電復旧に係る対応の大規模化・長期化に伴い、早期復旧を優先するために生ずるコストの増大に備えることが創設の趣旨であり、被災送配電事業者は、一定の基準を満たした災害時において発生した①他電力等からの応援に係る費用、②本復旧と比較して迅速な停電の解消が期待される仮復旧費用について、本制度の適用を受けることができる。
- なお、各送配電事業者が将来生ずる災害への対応に備えて拠出する金額が過剰とならないよう、被災送配電事業者にも一定程度の自己負担（対象費用の1割）を求めている。
- また、国が本機関からの報告に基づき運用状況を確認するなど、制度的に関与する仕組みとなっている。



- 発災前・発災直後・事後のいずれかの判断タイミングにおいて、災害基準要件を満たす場合、相互扶助制度の適用対象となる。

## 【災害基準要件の一覧】

判断タイミング	災害基準要件	具体的判断材料
発災前	<b>●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（台風）非常に強いまたは猛烈な台風について、48時間先までの予想進路に電力供給エリアが入る場合</li> <li>・（災害共通）大雨特別警報、暴風特別警報等の各種特別警報が発表された場合</li> <li>・（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁データ他</li> <li>・気象庁データ他</li> <li>・書面、メール、電話等による要請</li> </ul>
	<b>●電力供給エリアにおいて、以下のいずれかに該当する場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（災害共通）停電軒数（戸数）10万以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が公表する最大供給支障軒数</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（台風・豪雨）最大風速*40m/s以上が観測された場合 *最大風速：10分間平均風速の最大値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁データ他</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（台風・豪雨）1時間降水量が80mm以上を観測した場合</li> <li>・（地震）最大震度6弱以上を観測した場合</li> <li>・（災害共通）国や電力広域機関からの要請があった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁データ他</li> <li>・気象庁データ他</li> <li>・書面、メール、電話等による要請</li> </ul>
事後	<b>●電力供給エリアにおいて、以下に該当する場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（災害共通）相互扶助制度の対象費用が5億円以上、あるいは年間想定需要 (kWh) ×1銭以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が申請する対象費用</li> <li>・供給計画の年間想定需要（使用端）</li> </ul>
	<p>※上記の災害要件に該当しない場合でも、基準に準ずる災害と事後検証の結果、認められた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と協議（必要があれば国と審議会等でも審議）の上、理事会で決議</li> </ul>

- 2024年度の交付決定は全13件（2023年度発災分が11件、2024年度発災分が2件）
- 個別に審査し、3件の減額査定を行い、交付を決定した。
- 北陸電力送配電による能登半島地震に係る申請について、2024年4月にプッシュ型で行った運用変更（国が特定非常災害として指定した場合等には、追加申請の期限及び回数を限定しないものとする）に基づき、申請準備が完了したものから分割して申請がなされた。

No.	申請事業者	発災年月	災害件名	災害基準要件適用	最大停電戸数	交付額	減額査定
1	沖縄電力	2023年8月	台風6号	停電戸数10万戸以上	215,800戸	3.3億円	無
2	関西電力送配電	2023年8月	台風7号	1時間降水量80mm以上	56,600戸	1.48億円	有 (△761千円)
3	中国電力ネットワーク	2023年8月	台風7号	1時間降水量80mm以上 大雨特別警報	1,490戸	0.14億円	無
4	東北電力ネットワーク	2023年9月	台風13号	1時間降水量80mm以上	10,729戸	0.44億円	無
5	東京電力パワーグリッド	2023年9月	台風13号	1時間降水量80mm以上	15,039戸	0.17億円	無
6	東北電力ネットワーク	2024年1月	能登半島地震	最大震度6弱以上	4,156戸	0.38億円	無
7	沖縄電力	2023年8月	台風6号 <追加申請>	停電戸数10万戸以上	215,800戸	1.19億円	無
8	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震	最大震度6弱以上	約40,000戸	15.54億円	無
9	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震 <第1回追加申請>	最大震度6弱以上	約40,000戸	6.61億円	無
10	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震 <第2回追加申請>	最大震度6弱以上	約40,000戸	8.97億円	無
11	中国電力ネットワーク	2024年7月	豪雨	1時間降水量80mm以上	1,651戸	0.07億円	無
12	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震 <第3回追加申請>	最大震度6弱以上	約40,000戸	12.63億円	有 (△3.05億円)
13	東北電力ネットワーク	2024年7月	豪雨	1時間降水量80mm以上	7,226戸	1.38億円	有 (△18千円)
合計						52.3億円	—

- 2025年度(11月末現在)の交付決定は全5件（2023年度発災分が1件、2024年度発災分が4件）
- 個別に審査し、3件の減額査定を行い、交付を決定した。
- 四国電力送配電より、国からの要請のもと、連携計画に基づき他の一般送配電事業者に応援の要請が行われた今治市山林火災に係る申請がなされた。

No.	申請事業者	発災年月	災害件名	災害基準要件適用	最大停電戸数	交付額	減額査定
1	九州電力送配電	2024年8月	台風10号	非常に強い台風予想進路 暴風・波浪特別警報 停電軒数10万戸以上	約263,000戸	10.77億円	有 (△0.1億円)
2	四国電力送配電	2024年8月	台風10号	1時間降水量80mm以上	27,055戸	0.52億円	無
3	北陸電力送配電	2024年1月	能登半島地震 <第4回追加申請>	最大震度6弱以上	約40,000戸	18.17億円	有 (△3.68億円)
4	四国電力送配電	2025年3月	今治市山林火災	国や電力広域機関からの要請	—	1.71億円	有 (△77千円)
5	北陸電力送配電	2024年9月	奥能登豪雨	1時間降水量80mm以上	約6,650戸	1.34億円	無
合 計						32.5億円	—

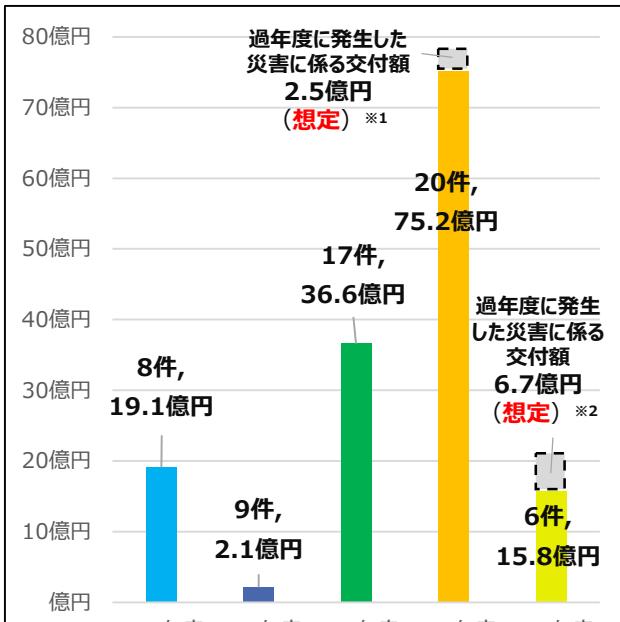
- 減額査定の事案は、総じて申請内容の軽微な誤りかつ比較的少額であり、当該申請者とコミュニケーションを図るとともに、各事業者へ事例の共有を行っている。  
(北陸電力送配電による能登半島地震に係る申請の減額は、申請作業の長期化・大規模化等により、事業者側にて、詳細な精査が困難であったためやむを得ず発生したもの)
- また、毎年度、過去に交付決定した申請案件を任意に選定し、交付額の監査等を行うため、事後検証も実施しており、各事業者による適正かつ円滑な申請手続きに向けた取組を継続していく。

## 【減額査定の具体例】

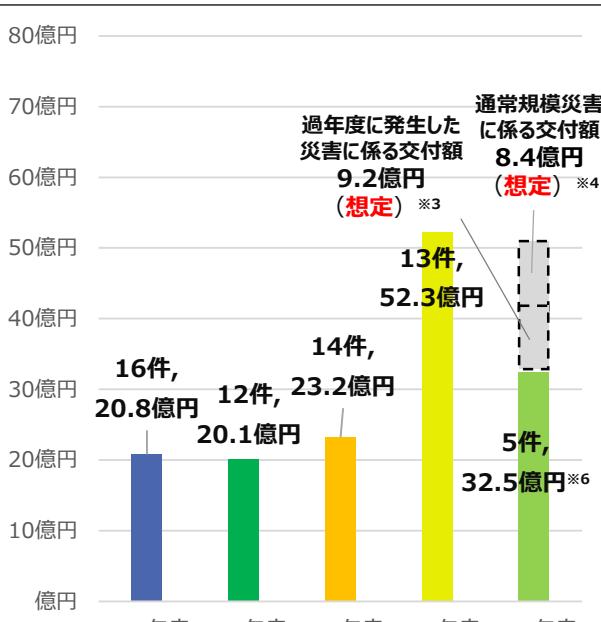
- ・ 仮復旧終了扱い日後の費用の混入（時間外労務費、移動費、委託費等）
- ・ 時間外労務費の計算誤り（労務管理表（Excel）の計算式の誤り）
- ・ 事業者のエビデンス資料から申請書への転記誤り

- 2021年度から2023年度までの年平均交付額は、交付決定・実払いベースともに20億円程度で推移しているが、2024年度の交付額は、毎年発生する通常規模の災害に係る交付に加え、大規模災害である能登半島地震（2024年1月）に係る交付が始まることにより大幅に増加した（交付決定・実払いベースともに50億円を超える）。
- 2025年度の交付額は、能登半島地震や奥能登豪雨に係る交付が続いていることなどにより、引き続き高水準で推移する見込み。

発災ベース



交付決定ベース



実払いベース



2020年度

2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度

※1 能登半島地震に係る想定追加交付額（事業者からヒアリングした想定金額）

※2 奥能登豪雨に係る想定追加交付額（事業者からヒアリングした想定金額（約8億円）から既交付決定額（約1.3億円）を差し引いた金額）

※3 能登半島地震に係る想定追加交付額（2.5億円）、奥能登豪雨に係る想定追加交付額（6.7億円）

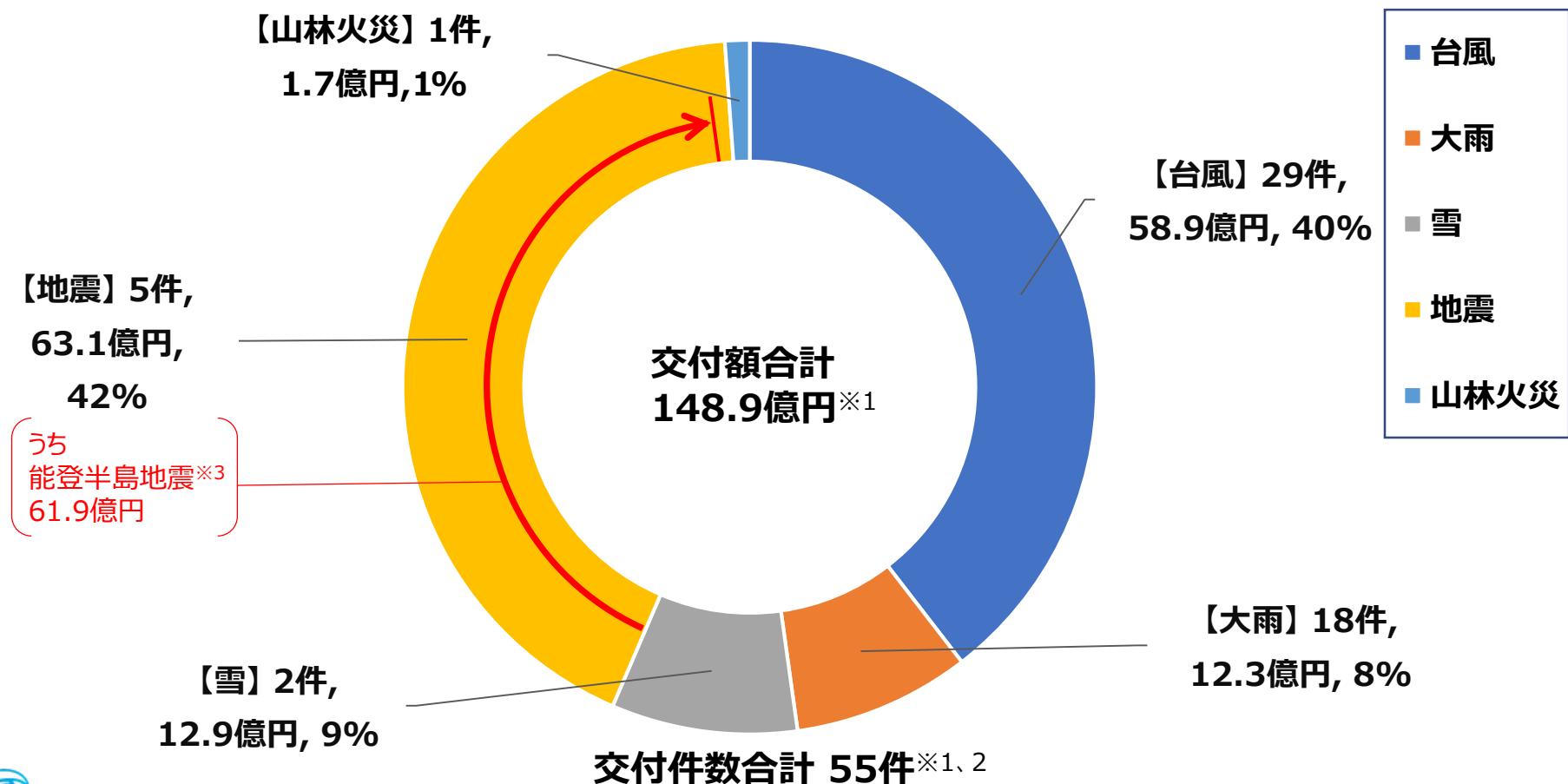
※4 2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（交付決定ベース）（21.4億円）から、通常規模災害に係る既交付決定額（13億円）を差し引いた金額

※5 2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（実払いベース）（19.5億円）から、通常規模災害に係る既交付額（13億円）を差し引いた金額

※6 2025年11月末現在 ※7 2025年12月末予定

- 交付額は、地震、台風の占める割合が大きく（地震は全体の42%、台風は40%）、交付件数は、台風が最も多かった（29件）。

【災害事由別（交付決定ベース）】

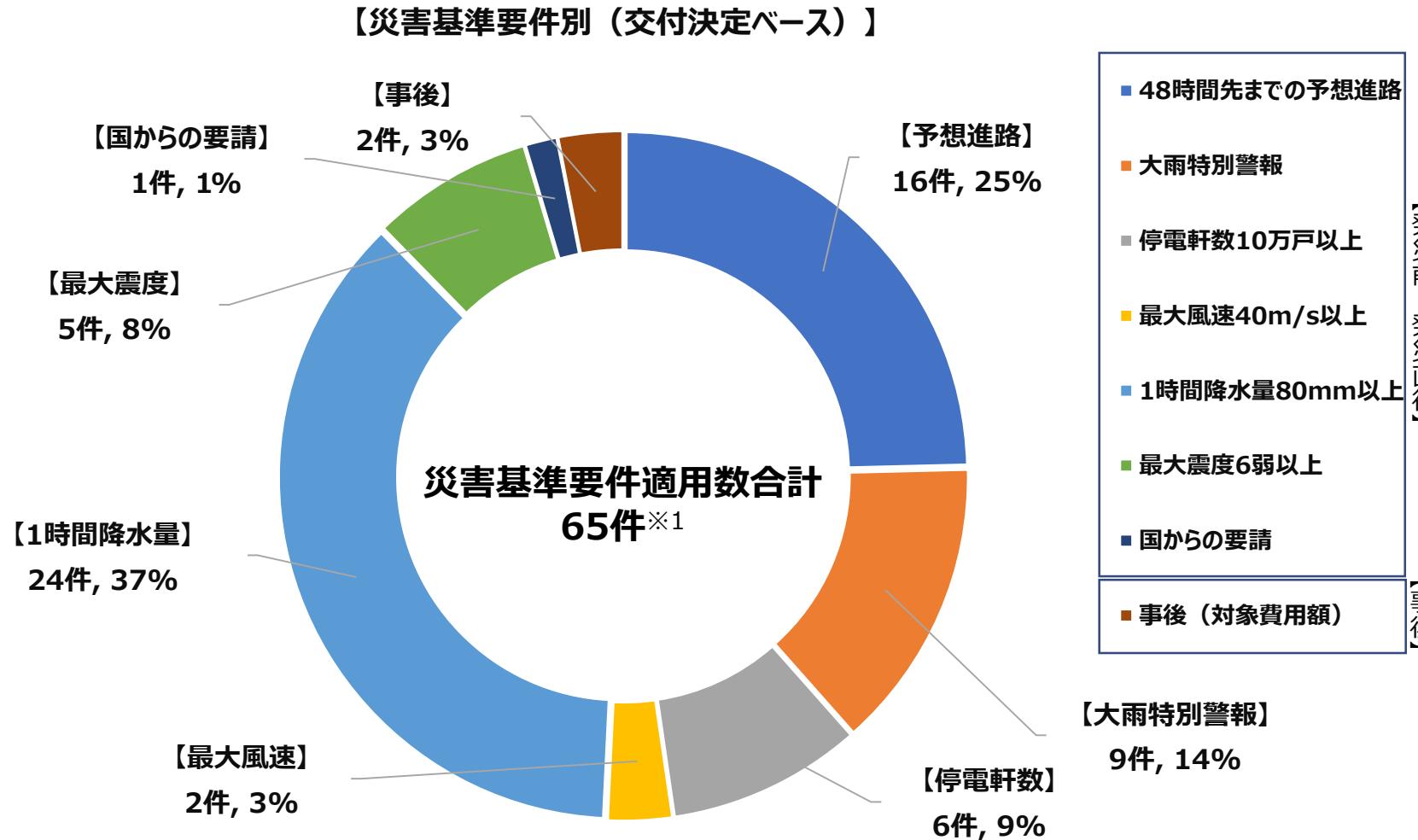


※1 2025年度の交付実績は11月末まで反映

※2 追加申請は、金額のみ計上し、件数（計5件）は計上せず

※3 北陸電力送配電による申請

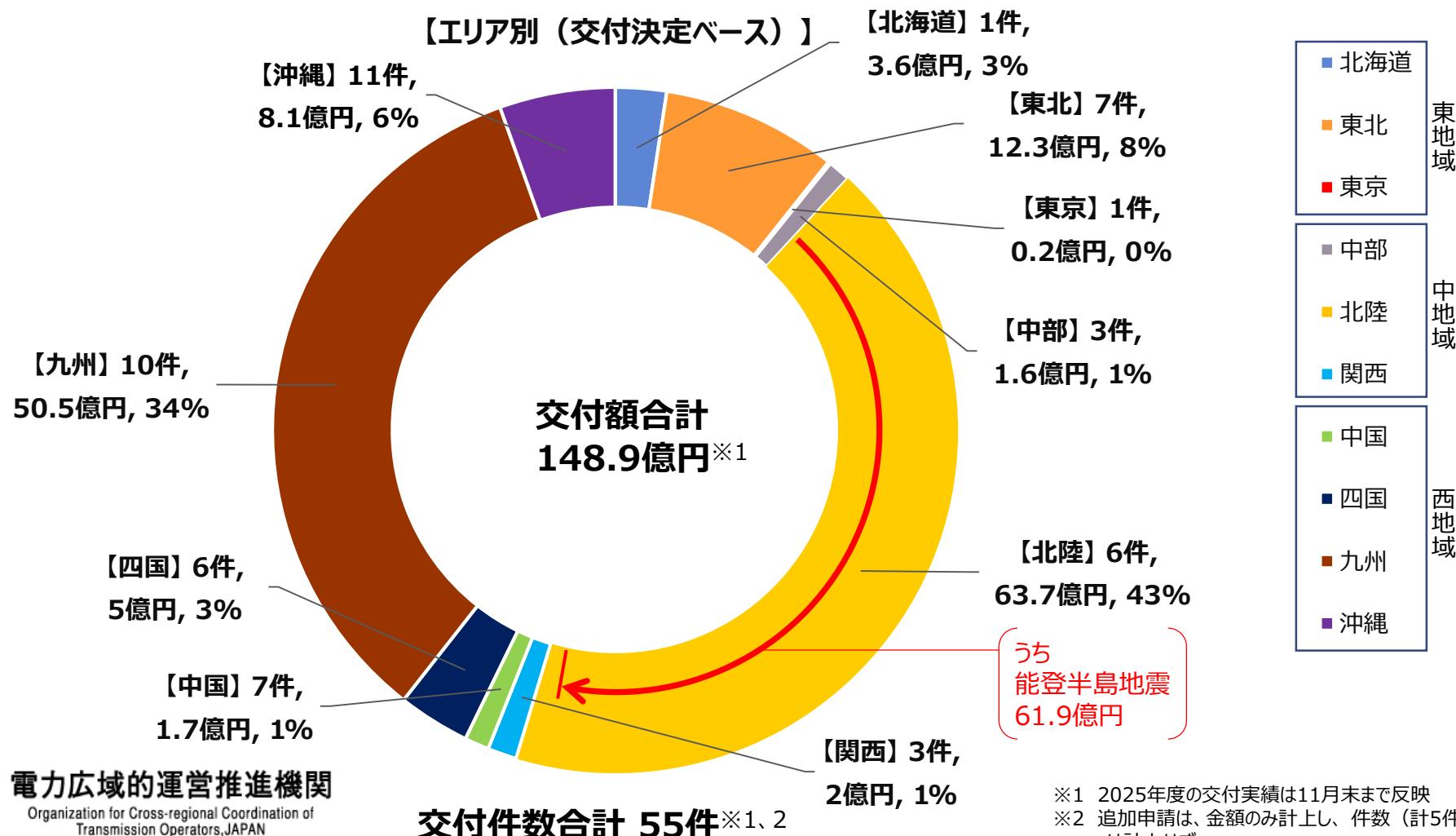
- 交付件数は、「1時間降水量が80mm以上」が最も多く（24件）、次いで「48時間先までの予想進路」となっている（16件）。



※1 2025年度の交付実績は11月末まで反映。1つの申請案件で複数の災害基準要件を適用した場合は全て計上。なお、追加申請は計上せず

# 相互扶助制度の運用開始以降の交付実績（エリア別）

- 交付額は、北陸エリアの占める割合が最も大きく（全体の43%）、次いで九州エリアとなっており（34%）、地域別では、東地域11%、中地域45%、西地域44%となっている。
- 交付件数は、沖縄エリアが最も多く（11件）、次いで九州となっている（10件）。



- 相互扶助制度開始当初（2021・2022年度末）は積立残高がゼロであったが、拠出金が現在の金額水準（62.1億円）となった2023年度末に初めて積立残高（約23.4億円）が発生した。
- 2024年度は、大規模災害である能登半島地震に係る交付が始まり、交付額は過去最高となったが、追加申請の期限及び回数を無制限とする柔軟化措置により一部は2025年度に跨ることもあり、年度末の積立残高は約27.6億円となった。
- 2025年度は、大規模な災害が発生しない場合、年度末に40億円程度の積立残高が生じる可能性がある一方、仮に大規模な災害が発生した場合においても、申請・交付までに通常半年以上要し、年度内に交付する可能性は低いことから、大幅な積立不足が生じる可能性は低い。

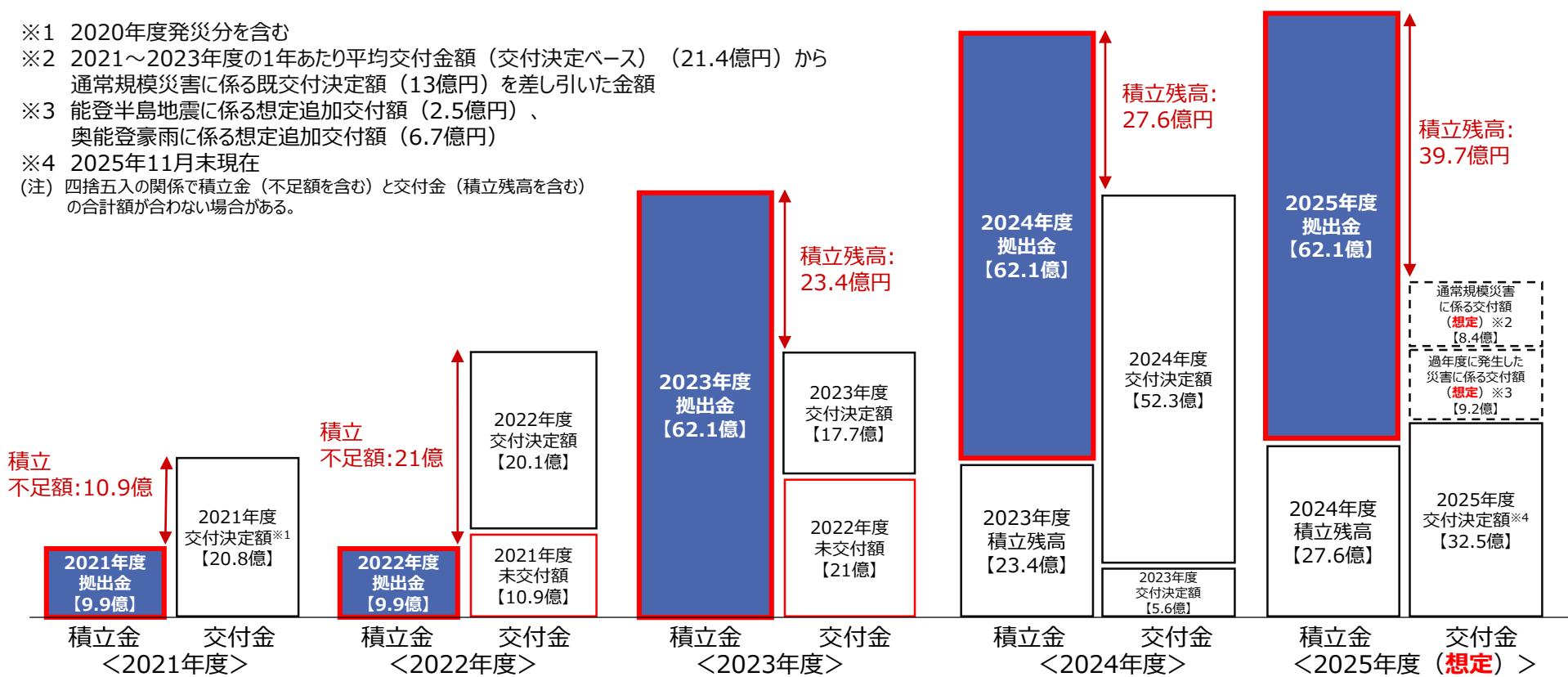
※1 2020年度発災分を含む

※2 2021～2023年度の1年あたり平均交付金額（交付決定ベース）（21.4億円）から通常規模災害に係る既交付決定額（13億円）を差し引いた金額

※3 能登半島地震に係る想定追加交付額（2.5億円）、奥能登豪雨に係る想定追加交付額（6.7億円）

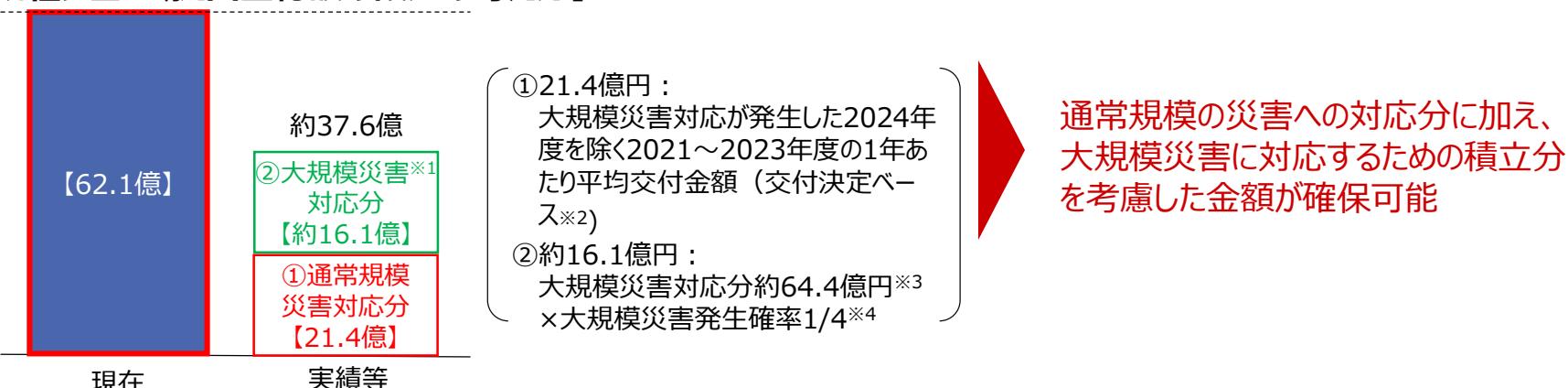
※4 2025年11月末現在

（注）四捨五入の関係で積立金（不足額を含む）と交付金（積立残高を含む）の合計額が合わない場合がある。



- 拠出金の総額及び積立基準額は、業務規程及び運用要領に基づき、原則として、5年ごとに見直すこととしており、2026年度から2030年度の拠出金の総額等について、同規程に定める設定の考え方に基づき、制度開始後の交付実績等を踏まえて検討。
- 拠出金の総額は、業務規程上、「毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して」設定することとしている。  
→ 2024年度までの交付実績を踏まえると、現在の拠出金（62.1億円）は、制度開始後の通常の年度の平均的な交付金額、及び能登半島地震級の大規模災害（4年に1度、65億円程度）をこれまでカバーできている。将来の災害発生の不確実性も踏まえ、現時点では、引き続き合理性を有する金額水準であるといえる。
- 積立基準額は、運用要領上、「十分な積立金額を確保しておくことが重要であるため、直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえ」設定することとしている。  
→ 現在の積立基準額（94億円）についても、直近に発生した大規模災害である能登半島地震の仮復旧費用が65億円程度であることを踏まえると、大規模災害への対応に直ちに支障のない金額水準であり、将来の災害発生の不確実性も踏まえ、現時点では、引き続き合理性を有する金額水準であるといえる。
- したがって、2026年度から2030年度の拠出金の総額等は、これまでの審議を踏まえ、原則、現在の金額水準を引き続き維持することとした。

## 【業務規程に基づく拠出金総額の設定の考え方】



※1 国が特定非常災害に指定した災害と定義 ※2 発災ベースの2020～2023年度の平均交付金額が17.7億円となるところ、保守的に高い方の平均交付金額を採用

※3 能登半島地震に係る想定交付額（事業者からヒアリングした想定金額）※4 大規模災害が制度適用対象の2020～2023年度の4年に1回発生したため

- 2026年度から2030年度の拠出金の総額等について、現在の金額水準を維持する一方、レベニューキャップ制度を念頭に、一般送配電事業者による拠出金の負担を可能な限り平準化する観点から、前年度末の積立残高が積立基準額を超えると拠出金がゼロになる、現行の拠出金の総額の年変動が大きい仕組みは見直しの余地がある。
- したがって、これまでの審議を踏まえ、前年度末の積立残高が積立基準額の半額（47億円）を超える場合は、拠出金の総額を半額に減額する（31.05億円とする）仕組みを新たに導入することとした。

## 【現行の拠出金（イメージ）】



## 【見直し後の拠出金（イメージ）】



※ 交付金（大規模災害対応分、通常規模災害対応分）及び大規模災害発生確率の考え方は前頁までと同じ（4年に一回発生すると想定。直近で大規模災害対応の交付金を行った2024年度の4年後に大規模災害対応分の交付金を交付する想定）

※ 四捨五入の関係で積立金と交付金（積立残高を含む）の合計額が合わない場合がある。

- **第13回運営委員会（2025年7月2日）の審議**を踏まえ、理事会にて、**2026年度から2030年度の拠出金の総額及び積立基準額の設定について決定**し、**各一送による拠出金の予見性確保**の観点から、2026年度拠出金総額の**配分額（見込み額）**。2025年度末の積立残高に応じて、拠出金総額が62.1億円となる場合及び31.05億円となる場合の両ケースの配分額）**を通知**した。
- なお、**2025年度末の積立残高を踏まえた拠出金総額及び各一送の拠出金（確定額）**については、改めて**2026年度初めに理事会にて決定**し、各一送へ請求する予定。
- 今回設定した拠出金の総額や積立基準額を踏まえ、引き続き、各一送からの**申請受付、交付金額の決定及び交付等を適正に行う**。

## 【拠出金（見込み額）の通知（2025年8月5日）】

広域総第2025-XXX号  
2025年8月5日

XXX株式会社 御中

電力広域的運営推進機関  
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15  
TEL: 03-6632-0555

2026年度災害等扶助拠出金額（見込み）の通知について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素より、本機関の運営にご協力いただき御礼申し上げます。

この度は、本機関の災害等復旧費用の相互扶助運用要領2（3）アの規定に基づく災害等扶助拠出金額（見込み）の通知についてご連絡申し上げます。同運用要領2（3）イ及びウの規定に基づき、次年度に拠出金請求額を決裁の上、請求書を送付いたしますが、その際、下記から金額が変わることがあることにつき、ご留意ください。

なお、金額については、同運用要領2（2）イの規定に基づき、前々年度（2024年度）の各エリアの需要実績（kWh）<使用端>を基に、本機関にて算出しております。

敬具

記

1. 2026年度災害等扶助拠出金額（見込み）

2025年度末の積立残高が47億円以下の場合：  
X, XXX, XXX, XXX円

2025年度末の積立残高が47億円を超える場合：  
XXX, XXX, XXX円

以上

## 【拠出金（確定額）の請求（2026年4月初め予定）】

広域総第2026-XXX号  
2026年4月X日

XXX株式会社 御中

電力広域的運営推進機関  
理事長 大山力  
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

2026年度災害等扶助拠出金の支払いについて

平素より、本機関の運営にご協力いただき御礼申し上げます。この度は、本機関の定款第56条の3の規定に基づく災害等扶助拠出金についてご連絡申し上げます。

つきましては、下記の通り、振り込みいただきますよう宜しくお願い申し上げます。また、振込手数料は貴社のご負担にてお願い致します。

なお、災害等扶助拠出金につきましては、災害等復旧費用の相互扶助運用要領2（2）イの規定に基づき、各エリアの需要実績（kWh）<使用端>を基に本機関にて算出しております。

敬具

記

1. 請求額 : X, XXX, XXX, XXX円（消費税不課税）  
（口座番号を記載）  
口座名義：電力広域的運営推進機関  
(デンリヨクコウイキテキウンエイシンキカン)

2. 振込先

3. 支払期限 : 2026年4月XX日（X曜日）

以上

【参考】  
2025年度末災害等扶助拠出金残高 : X, XXX, XXX, XXX円  
2026年度災害等扶助拠出金（総額）: X, XXX, XXX, XXX円

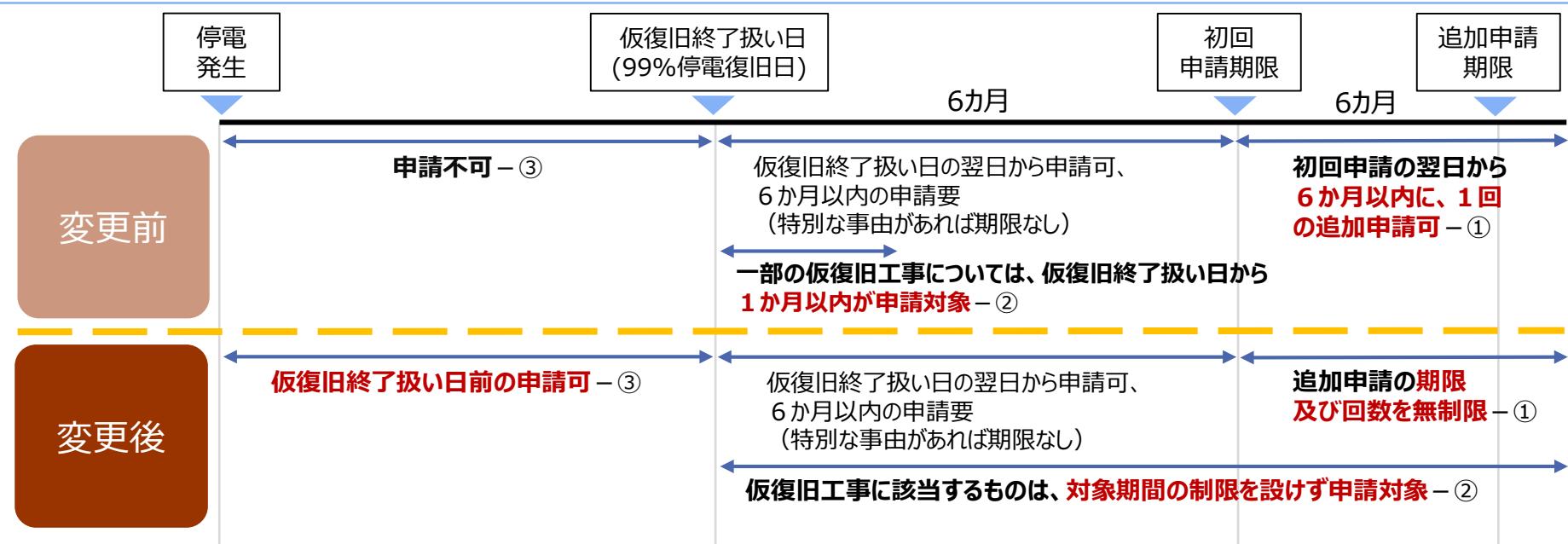
- 第10回運営委員会（2024年4月19日）及び第12回運営委員会（2025年3月10日）の審議を踏まえ、理事会にて、能登半島地震や奥能登豪雨を受けた状況（仮復旧作業及び申請作業の長期化・大規模化）を踏まえ、数度の分割申請などを可能としておく必要があることに鑑み、国が特定非常災害として指定した場合等には、追加申請の期限及び回数を無制限とする等の運用変更を決定した。
- 本運用変更の一部は、能登半島地震に係る申請にて適用しており、引き続き、停電からの早期復旧への取組を資金面から支える相互扶助制度として、とりわけこうした復旧対応が長期にわたる大規模災害において、被災や対応の実態を踏まえた、可能な範囲での柔軟な対応に努める。

✓ **国が特定非常災害として指定した場合、または激甚災害として指定した場合であって特別な事由がある場合に以下を適用する**

2024年4月変更-①：追加申請の期限及び回数を無制限とする

2024年4月変更-②：仮復旧工事に該当するものは、対象期間の制限を設けず本制度の対象とする

2025年3月変更-③：仮復旧終了扱い日(99%停電復旧日)前の申請を可とする



- 本機関における広報活動の一環として、記者向けに、相互扶助制度の意義・内容を説明する勉強会を開催し、本制度の運用に係る本機関の取組等を紹介した。
- 今後も機会を捉えて、本制度の意義・内容や運用状況等の情報発信に努める。

## 【記者向け勉強会の概要】

### ● 実施日時及び場所

2025年9月17日(水)13:30～14:30、本機関会議室及びWEB

### ● 参加者

報道機関（新聞社）8社 9名

### ● 主な質問及び回答

#### ・相互扶助制度は、災害時の早期復旧にどのように貢献しているか。

→送配電事業者が予め拠出した積立金が、

- ①被害を受けた電気設備に応急処置を行って復旧する「仮復旧」の費用に充てられるとともに、
- ②他の送配電事業者から電源車等を派遣してもらう場合の費用にも充てられ、被災送配電事業者からの応援要請が行いやすくなるため、停電からの早期復旧を促すことにつながる。

#### ・能登半島地震に係る交付金は、復旧費用全体のどの程度をカバーしているか。

→復旧費用総額約180億円※のうち、約60億円（約3分の1）を交付済。

※第59回料金制度専門会合（令和6年8月20日）資料3-1より

#### ・拠出金（積立金）が不足する場合の交付の取扱いは。

→翌年度以降の拠出金をもって交付金を交付。

#### ・積立基準額の設定の考え方。

→直近の大規模災害における制度対象費用の概算等を踏まえ設定。

